

事 務 連 絡

平成 29 年 8 月 9 日

関 係 各 位

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

企画課自立支援振興室

### 義肢、装具及び座位保持装置の完成用部品の指定申請等について

障害者総合支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 23 項及び第 76 条第 2 項の規定に基づく、補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準に係る完成用部品の指定を毎年行っているところです。

今般、当該申請等の手続きについて、下記のとおりお知らせいたしますので、記入要領等についてご確認いただき、必要事項をご記入の上、申請書類等に不備の無いようご提出ください。

### 記

#### 1 申請受付期間

平成 29 年 8 月 9 日（水）～9 月 29 日（金）必着

#### 2 申請様式等の配布方法

平成 29 年 8 月 9 日（水）より、以下のホームページ内において、申請様式等のダウンロードが可能となっております。

また、申請様式の記入例や関係資料、申請書類の提出方法等についても、あわせて掲載しておりますのでご留意ください。

【 ホームページ URL <http://www.rehab.go.jp/ri/shinsei/shinsei.html> 】

#### 3 申請書類等の提出先

申請書類については、以下の各宛先へご提出ください。

(1) 厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部

企画課 自立支援振興室 社会参加支援係

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

TEL : 03-5253-1111（内線 : 3073、3071） FAX : 03-3503-1237

(2) 国立障害者リハビリテーションセンター研究所

義肢装具技術研究部 完成用部品担当

〒359-8555 埼玉県所沢市並木4-1

TEL : 04-2995-3100 FAX : 04-2995-3667

※ 各宛先に提出が必要な書類については、「2 申請様式等の配布方法」にあるホームページ内にて、詳細をご確認ください。

4 申請等に当たっての留意事項

- (1) 申請受付期間終了後に到着した書類や内容等に不備のある書類は、原則として受理いたしませんので、ご注意ください。また、提出書類の修正や差替えについても同様に取り扱いますので、記入要領及び記入例をよくご確認ください。また、書類に不備のないようご提出ください。
- (2) 指定申請に際して提出された部品（サンプル）については、工学的試験等を実施する可能性があるため、原状復帰が困難な場合があることをあらかじめご了承ください。

【指定申請手続きに関する問合せ先】

国立障害者リハビリテーションセンター研究所

義肢装具技術研究部 完成用部品担当

〒359-8555 埼玉県所沢市並木4-1

E-mail : [youbou@rehab.go.jp](mailto:youbou@rehab.go.jp)

FAX : 04-2995-3667

※E-mail 又は FAX にてお問い合わせください